

No	評価書該当箇所	意見内容	評価書修正箇所	主管課意見
1	意見無し			

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
1	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ・「システム3」審査システム（eLTAX） ・「システム4」国税連携システム	オンプレミスかクラウドかデータセンターか、システムとの関係が明確ではない。明確に記述必要。	委員会	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ・「システム3」審査システム（eLTAX） ・「システム4」国税連携システム（eLTAX） 上記2ファイルの②システムの機能に「LGWAN-ASPサービス」であることを追加	LGWANを介したASPサービスを使用しています。
2	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 8. 他の評価実施機関	未確認。報告なし。該当なし？	委員会	－	評価実施機関となりうる機関は大田区のみです。
3	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（収納管理台帳ファイル・滞納管理台帳ファイル） 2「特定個人情報の入手」リスク 1: 目的外の入手が行われるリスク以下同様すべての項目。	システムとシステム外がわかるように記載。	委員会	収納、滞納全体をシステムとシステム外に区別して記載し、項目ごとに番号を記載	
4	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ・個人住民税課税台帳ファイル ・軽自動車税管理台帳ファイル ・収納管理台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2: リスクに対する措置の内容 【システム】①組織ごとに業務権限を割り振り、事務実施者以外の者がアクセスし、データの盗取等が行われないよう、権限ごとにデータの参照範囲を設定している。	未確認。明確な説明がない。	委員会	－	税務システム画面で個人番号が見せなくする設計をします。
5	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供システムとの連携部分が未記入／記入が必要であるが、未記入。問題あり。	委員会	・個人住民税課税台帳ファイル ・軽自動車税管理台帳ファイル ・収納管理台帳ファイル の各ファイルのⅢ.6の該当部分に措置内容を追記	区側で行っている措置内容について追記しました。
6	Ⅵ評価実施手続き 2. 国民・住民からの意見の聴取	公示前で未確認 2次点検で確認	委員会	意見聴取の内容を追記	パブリックコメントを実施しました。
7	Ⅵ評価実施手続き 2. 国民・住民からの意見の聴取	該当部分がない。担当から説明なし。	委員会	－	公表しない部分はありません。
8	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール	記載している。ただし、他者への提供がなされていないことの確認方法の記載要。	委員会	すべてのファイルの該当部分に確認方法を追記	区側で行っている措置内容について追記しました。
9	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	妥当。新制度では委託管理は従来以上に要求されている。十分な対応を実施することが分かるような記述要。	委員会	すべてのファイルの該当部分に確認方法を追記	区側で行っている措置内容について追記しました。

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
1	<p>【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	生体認証が導入されているのであればアクセス管理は、職員単位で行われなければならない。	委員会	組織及び職員ごとに管理する記述に改めた。	システムのログインには個人ごとの生体情報を使用しています。
2	<p>【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容</p>	生体認証が導入されているのであればアクセス管理は、職員単位で行われなければならない。	委員会	組織及び職員ごとに管理する記述に改めた。	システムのログインには個人ごとの生体情報を使用しています。
3	<p>【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	大田区のアカウント管理は生体認証(顔認証)のみなので明確に記述すること。	委員会	<p>【事前の手続等】 ① <顔認証> ・システムの利用には顔認証のための生体情報の登録を事前に行っている。 ・離席時や業務上必要のないときは、パソコンの画面ロックまたはログオフをしなければならないルールを定めている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない、また他人にIDを利用してはならないルールを定めている。 <パスワード> ・パスワードは定期的に変更するルールを定めている。 ・職員等間でパスワードを共有してはならないルールを定めている。 【システム】 ①限られた端末でのみ利用可能とし、生体情報(顔情報)及びパスワードによる認証を行い、利用できる職員・委託従事者を限定している。</p>	生体認証(顔認証)と明確に記述しました。
4	<p>【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・執行の管理 具体的な管理方法</p>	ICカード+パスワードのログイン方式は使用していないので記述を改めること。	委員会	生体認証(顔認証)とパスワードでログインという記述に変更。	

No	評価書該当箇所	意見内容	意見 提出者	評価書修正箇所	主管課意見
5	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	ICカード+パスワードのログイン方式は使用していないので記述を改めること。	委員会	生体認証（顔認証）とパスワードでログインという記述に変更。	
6	【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な方法	使用しなくなったアカウントは速やかに削除すべき。	委員会	不要アカウントの削除について速やかに行うという記述を追記	
7	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	リスク対策のルールの内容を具体的に記載すべき。	委員会	ルールの内容を具体的に記載。	実施している対策内容を記述しました。
8	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	リスク対策のルールの内容を具体的に記載すべき。	委員会	ルールの内容を具体的に記載。	実施している対策内容を記述しました。
9	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	ICカード+パスワードのログイン方式は使用していないので記述を改めること。	委員会	生体認証（顔認証）とパスワードでログインという記述に変更。	

No	評価書該当箇所	意見内容	意見 提出者	評価書修正箇所	主管課意見
10	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	ICカードはシステムの利用に使用していないので記述を削除するように。	委員会	該当する記述を削除。	
11	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	画面ハードコピーの具体的な廃棄方法を記載。	委員会	破棄方法を具体的な記載内容に変更	
12	Ⅳその他のリスク対策 3.その他のリスク対策	セキュリティ事故発生時の具体的な対策を明記すべき。	委員会	大田区セキュリティ事故対応チームの設置について追記。	全庁的な対策について記載。

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
1	<p>【個人住民税課税台帳ファイル】 【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	ハードウェアの故障、更改時の廃棄において、データの消去手順を追記する必要がある。外部記憶媒体も含む。	委員会	「ハードウェアの故障・更改時は、適切な方法により廃棄を実施する。委託により廃棄を行う場合は、廃棄証明書により実施の確認を行う。」と記載する。	他の箇所も含め、評価書の記載を修正します。
2	<p>【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク</p>	可搬型記憶媒体の使用ができないようになっていないと、更にセキュリティが強化される。また、職員研修による継続的な意識向上なども求められる。	委員会	-	可搬型記憶媒体については、ルールに基づいて使用しています。また、職員研修については「Ⅳその他のリスク対策」に記載しています。
3	<p>【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p>	システムやPCで、他の情報と紐付けした業務作業用の表などの作成は禁止または承認が必要とされているか。	委員会	-	表の作成は業務上必要なため禁止していません。書き出しについては上司の承認が必要となっています。
4	<p>【個人住民税課税台帳ファイル】 【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理</p>	パスワードは定期的な変更だけではなく、強度も求められる。	委員会	「パスワードは強度の高いものとし、定期的に変更する」に修正する。	評価書を修正します。
5	<p>【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理</p>	「パソコンの画面ロックまたはログオフをしなければならないルールを定めている」とあるが、自動または手動で行っているのであれば、ルールでなくそのように記載してはどうか。	委員会	「無操作で一定時間経過後は自動で画面ロックする仕組みとなっている」と追記する。	他の箇所を含め、評価書に自動で画面ロックする仕組みについて追記します。

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
6	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	ユーザIDとパスワードなどにより使用者を認証しているのか。次項「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」での記載内容か。	委員会	-	派遣職員については、生体認証を行っています。 派遣職員ではなく委託事業者については、事業者側で管理しています。
7	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール(委託元から委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法)	承認の他に記録がされているのではない。	委員会	-	提供前に事前に紙文書で承認を受けています。返却時も同様の手続きを行っています。
8	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール(ルール内容及びルール遵守の確認方法)	消去のメカニズムの規定・確認が求められる。	委員会	-	提出させる消去証明書には、消去方法、消去日、消去責任者等を必ず記載のうえ報告させています。
9	【個人住民税課税台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱い方法の確保	委託先に対してと同じセキュリティ要件を義務付けされているのであれば、記載する必要がある。 再委託先にも、委託業務内容に応じて、委託先に求められている取扱いに関する措置をフローダウンすることの規定・実施・確認が求められる。	委員会	「再委託先にも委託先と同等のセキュリティ要件を義務付けている」と追記する。	再委託先にも同じセキュリティ要件を義務付けているため、評価書に追記します。
10	【個人住民税課税台帳ファイル】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	【窓口等】 パスワードは定期的に変更するだけでなく強度も求められるため、強い値にするなど表現を改めた方が良い。	委員会	「パスワードは強度の高いものと」に修正する。	評価書を修正します。

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
11	<p>【個人住民税課税台帳ファイル】 【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策(具体的な対策の内容)</p>	<p>ウイルス定義ファイルの更新及びウイルスチェックは、定期的に行うだけでなく適切な時期にも行う必要がある。</p> <p>また、改ざん防止措置が求められる。</p>	委員会	「ウイルス定義ファイルの更新及びウイルスチェックを定期的及び適切な時期に行っている。」に修正する。	<p>適切な時期にも行っているため、他の箇所を含め評価書の記載を修正します。</p> <p>改ざん防止措置については、今後検討します。</p>
12	<p>【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容</p>	<p>【事前の手続き】①外部記憶媒体等へ書き出す必要がないとはどういうことか。書き出しできるのであれば抑止する必要がある。</p>	委員会	「外部記憶媒体等へ書き出しは行わない。」に修正する。	他の箇所も含め、評価書の記載を修正します。
13	<p>【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 【軽自動車税管理台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p>	<p>妥当であるが、外部記憶媒体の接続ができないあるいは、認可された者以外には使用できないメカニズムになっている等の規定が求められる。</p>	委員会	—	外部記憶媒体への書き出しについては上司の承認が必要であり、許可された者しか書き出しができないように設定されています。
14	<p>【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>システム上、業務上でいずれかの担当が情報の漏えいや改ざんができるのか。</p>	委員会	—	評価書では外部への漏えい対策や改ざん防止を記載しています。内部での職員に対する対策については区のセキュリティ対策に応じて実施しています(アクセス権限、ログ記録等)。
15	<p>【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>【事前の手続等】②「定期的に出力」では、具体的なリスク対策として理解ができない。</p>	委員会	「受信したデータを定期的に出力し、最新の内容に更新するようスケジュール管理している。」に修正する。	<p>評価書の記載を修正します。受信した都度にデータを出力し、税務システムを新しい情報に更新しています。受信周期は各データにより異なるため、このような表記となっています。</p>

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
16	【個人住民税課税台帳ファイル (eLTAX)】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順(手順の内容)	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去③に記載されている、手作業でのデータ消去漏れ、および誤消去の対応が記されていない。	委員会	「③審査システム及び国税連携システムのデータは、税務システムへの連携が終了し、税額の決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する課税課職員が手作業でデータを消去する。」を追記する。	評価書に手作業の記載を追記します。 なお、出力後のデータは税務システム内で管理されるため、誤消去した場合でも業務に影響は及ぼさないが、手順等に従い慎重に削除を行っている。
17	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【窓口等】③外部記憶媒体等へ書き出す必要がないとはどういうことか。書き出しできるのであれば抑止する必要がある。 また、本人申告を含め申請書が保管されることを明記する(不正抑制)。	委員会	「外部記憶媒体等へ書き出しは行わない。」に修正する。	評価書の記載を修正します。 申請書の保管については④に記載しています。
18	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	スクリーンセーバーの記載があるが、ログオフ機能についても記載してはどうか。 粉碎処理にシュレッダーで行っていることを追記してはどうか。	委員会	以下の通り修正する。 「スクリーンセーバーやログオフ機能を利用して、長時間に渡って端末画面に個人情報を表示させない。」 「使用後は直ちにシュレッダーでの破碎処理を義務付けている。」	評価書の記載を修正します。
19	【軽自動車税管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	提供は紙しかないのではないが。システムでの情報提供を行っていないのであれば、そのように記載した方が良い。	委員会	以下のとおり修正する。 【事前の手続等】 「現状実務において外部記録媒体は使用していない。」 【システム】 「現在システムを使用した情報提供は行っていない。」	データ連携等のシステムの措置について記載しているが、現状では紙媒体のみの提供にとどまっています。 評価書の記載を修正します。
20	【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	窓口での納税などが可能なら、対象者本人を確認するための手順が必要ではないか。	委員会	以下の取扱いを追加する。 【窓口等】 ①大田区に住所を有する者の情報については、住民基本台帳事務で示されている通り、各届出受領の際に必ず本人あるいは代理人の本人確認(身分証明書の提示・委任状の提出)が実施されており、不適切な方法での収集は行われていない。また、税証明の交付申請などの際も同様の身分確認を行っている。 ②窓口で対応する場合は、本人等に対して口頭で利用目的を説明している。 ③窓口における収集の際、所定の様式以外で収集を行えないルールを定めている。	窓口で本人確認を実施しているため、評価書の記載を修正します。

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
21	IVその他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 (具体的な方法)	アクセス制限の他にも権限内の情報の漏えいなどもあるので、表現を見直してはどうか。	委員会	「セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育している。」という記載を、「必要のない情報にアクセスしないなどの教育をすることでセキュリティ意識を高めている。」に修正する。	評価書の記載を修正します。
22	【個人住民税課税台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限(具体的な制限方法)	【システム】 「権限ごとにデータの参照範囲を設定している」は、「設定」ではなく「制限」としてはどうか。	委員会	「制限」に修正する。	評価書を修正します。
23	【個人住民税課税台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	操作ログを保存していることは掲載したほうがよいのではないかな。	委員会	【システム】に以下を追加する。 ③個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、不適切な方法で提供・移転が行われるリスクの抑止を図っている。	評価書を修正します。
24	【個人住民税課税台帳ファイル】 【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ⑦バックアップ	妥当であるが、バックアップ方式の詳細が示されておらず、故障対策についてはリスク2への措置状況から妥当なものと思われるが、バックアップデータへのマルウェア等による侵害への対策状況を確認することが求められる。	委員会	-	日次で全体をフルバックアップしており、情報システム課で監視を行っています。異常(エラー)があった場合は、情報システム課から連絡が来る体制になっています。
25	【個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	【事前の手続等】 ②受信したデータを定期的に出力するだけでは不十分ではないか。受信したデータで定期的にファイルの内容(または、ファイル)を更新している、などすべきではないか。	委員会	「受信したデータを定期的に出力し、最新の内容に更新するようスケジュール管理している。」と修正する。	評価書を修正します。
26	【収納管理台帳ファイル】 【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	セキュリティ研修や作業ルールの記述をした方が良い。	委員会	【窓口等】に以下を追加する。 ④窓口および区民情報系基盤からの特定個人情報入手の手順等についてはセキュリティ研修を通じて全職員に適切な対応方法を周知徹底している。	評価書を修正します。

【VI.3.③別紙】 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について

事務局(1回目)

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
1	Ⅱ ・個人住民税課税台帳ファイル ・軽自動車税管理台帳ファイル ・収納管理台帳ファイル 2.「基本事項」 ⑥事務担当部署について 区民分課税課・納税課	-	事務局	Ⅱ ・個人住民税課税台帳ファイル ・軽自動車税管理台帳ファイル ・収納管理台帳ファイル 2.「基本事項」 ⑥事務担当部署について 区民分課税課・納税課・ <u>戸籍住民課</u> ・ <u>地域力推進部特別出張所</u>	担当部署を追加しました。
2	Ⅲ.収納管理台帳ファイル 3.「特定個人情報の使用」リスク 2:アクセス権限の発行・失効の管理について ③個人・所属グループ(課・係等)単位でアクセス権限を発行、失効する機能を設けており、アクセス権限の発行、失効を行う職員(システム管理者)を限定している。	-	事務局	【システム】 ①管理者権限を持つ職員のみが、限られた端末でのみを利用設定(操作者カードと暗証番号による認証)を行い、利用できる操作者を限定している。	他のファイルと記載を統一しました。
3	○軽自動車税管理台帳ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 国・東京都 ①法令上の根拠 地方自治法第252条の17の5 普通交付税に関する省令第33条 ②提供先における用途 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 ③提供する情報 軽自動車の車種別の登録台数 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 賦課期日(4月1日)時点において、当区内に軽自動車(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の定置場を有する者及び過去に本区内に軽自動車の定置場を有していた者。 ⑥提供方法 電子メール ⑦次期・頻度 電子メールや書面による照会の都度	-	事務局	項目自体を削除した。	特定個人情報を含まないため、項目自体を削除しました。

【VI.3.③別紙】 第三者点検及び第三者点検委員会事務局からの意見と結果について 事務局(1回目)

No	評価書該当箇所	意見内容	意見提出者	評価書修正箇所	主管課意見
4	<p>○軽自動車税管理台帳ファイル別紙1ー2 事務の概要(軽自動車税)の一部</p> <p>②納税者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第447条)</p> <p>原動機付自転車・小型特殊自動車については、登録した場合は標識交付証明書を、抹消した場合は廃車申告受付書を交付する。</p> <p>納税者からの申請に基づき、標識交付証明書や廃車申告受付書の記載内容の変更及び修正と、再交付を行う。</p> <p>譲渡や転入などで、前所有者や前住所での廃車申請が未済の原動機付自転車・小型特殊自動車については、新定置場の自治体が旧標識及び標識交付証明書を回収の上、旧定置場の自治体に標識番号や所有者が変更になった旨の「軽自動車税 課税物件異動通知書」を送付する。〔平成元年5月2日付 元協議一発第207号・特別区税務課長会通知(平成23年3月14日一部取扱改正)〕</p>		事務局	<p>別紙1ー2 事務の概要(軽自動車税)の一部</p> <p>②納税者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第447条)</p> <p>原動機付自転車・小型特殊自動車については、登録した場合は標識交付証明書を、抹消した場合は廃車申告受付書を交付する。</p> <p>納税者からの申請に基づき、標識交付証明書や廃車申告受付書の記載内容の変更及び修正と、再交付を行う。</p> <p>譲渡や転入などで、前所有者や前住所での廃車申請が未済の原動機付自転車・小型特殊自動車については、新定置場の自治体が旧標識及び標識交付証明書を回収の上、旧定置場の自治体に標識番号や所有者が変更になった旨の「軽自動車税 課税物件異動通知書」を送付する。〔平成元年5月2日付 元協議一発第207号・特別区税務課長会通知(平成23年3月14日一部取扱改正)〕</p> <p>軽自動車(三輪・四輪)・二輪の小型自動車については、軽自動車検査協会及び運輸支局の窓口にて收受した軽自動車税申告(報告書)を、全国自動車協会連合会で内容を点検後、同会を経由して郵送にて收受する。入手の頻度は、毎月2回程度。</p> <p>軽自動車税申告(報告書)の内容は、新規登録(購入・譲渡・転入など)、廃車(廃棄・譲渡・転出・盗難・紛失など)、変更(名義・住所・氏名・定置場・車両番号など)などで、原動機付自転車・小型特殊自動車などと同様である。</p>	軽自動車検査協会や運輸支局で收受した軽自動車税申告書(報告書)の処理の流れの記載が漏れていたため、追記しました。